

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|-------------------|----------|-------------|---|----------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|--------------------|------------|---------------------------|---------|----------|---------|---------|----------|------------|--------------|----------------|--------------|-----------------|
| No | 9 | 府 省 庁 名 経 済 産 業 省 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要望項目名 | 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要望内容 (概要) | <p>○本税制措置の説明</p> <p>ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。</p> <p>現行制度の要件</p> <table border="1" data-bbox="229 770 1369 1137"> <tr> <td>1. 付与対象者の範囲</td> <td>自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）</td> </tr> <tr> <td>2. 所有株式数</td> <td>発行済み株式の1/3を超えない</td> </tr> <tr> <td>3. 権利行使期間</td> <td>付与決議日の2年後から10年後まで</td> </tr> <tr> <td>4. 権利行使価額</td> <td>権利行使価額が、契約締結時の時価以上</td> </tr> <tr> <td>5. 権利行使限度額</td> <td>権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない</td> </tr> <tr> <td>6. 譲渡制限</td> <td>他人への譲渡禁止</td> </tr> <tr> <td>7. 発行形態</td> <td>無償であること</td> </tr> <tr> <td>8. 株式の交付</td> <td>会社法に反しないこと</td> </tr> <tr> <td>9. 保管・管理など契約</td> <td>証券会社等と契約していること</td> </tr> <tr> <td>10. その他事務手続き</td> <td>法定調書、権利者の書面等の提出</td> </tr> </table> <p>○要望内容</p> <p>以下の要件について制限を緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付与対象者の範囲 ・ 権利行使期間 ・ 年間権利行使限度額 <p>当該措置が認められた場合、個人住民税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第29条の2（租税特別措置法施行令第19条の3・租税特別措置法施行規則第11条の3において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p> <p>関係条文</p> <p>地方税法第23条第1項第2号、同法第292条第1項2号 租税特別措置法第29条の2、租税特別措置法施行令第19条の3、租税特別措置法施行規則第11条の3</p> | | | 1. 付与対象者の範囲 | 自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く） | 2. 所有株式数 | 発行済み株式の1/3を超えない | 3. 権利行使期間 | 付与決議日の2年後から10年後まで | 4. 権利行使価額 | 権利行使価額が、契約締結時の時価以上 | 5. 権利行使限度額 | 権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない | 6. 譲渡制限 | 他人への譲渡禁止 | 7. 発行形態 | 無償であること | 8. 株式の交付 | 会社法に反しないこと | 9. 保管・管理など契約 | 証券会社等と契約していること | 10. その他事務手続き | 法定調書、権利者の書面等の提出 |
| 1. 付与対象者の範囲 | 自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 所有株式数 | 発行済み株式の1/3を超えない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 権利行使期間 | 付与決議日の2年後から10年後まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 権利行使価額 | 権利行使価額が、契約締結時の時価以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 権利行使限度額 | 権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 譲渡制限 | 他人への譲渡禁止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 発行形態 | 無償であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 株式の交付 | 会社法に反しないこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. 保管・管理など契約 | 証券会社等と契約していること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10. その他事務手続き | 法定調書、権利者の書面等の提出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減収見込額 | [初年度] ▲226 (▲594) [改正増減収額] — | [平年度] ▲226 (▲594) | (単位：百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ページ | 9 - 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

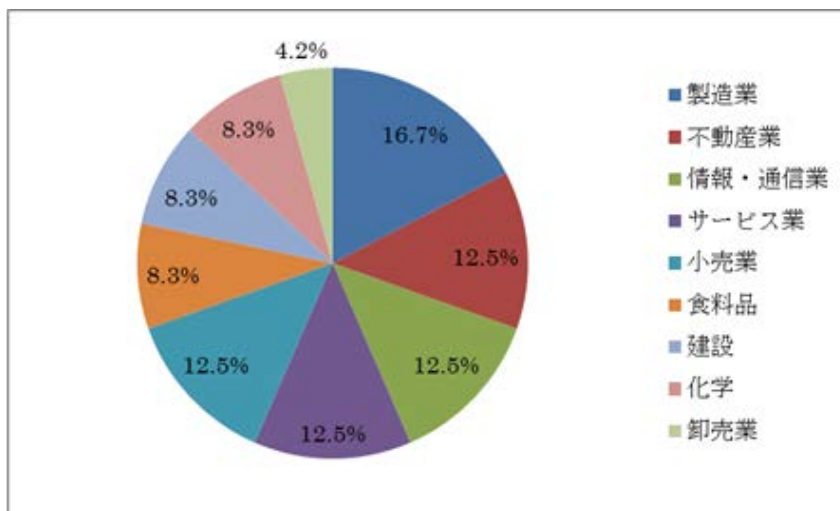
| | |
|--------------------|--|
| <p>要望理由</p> | <p>(1) 政策目的</p> <p>第四次産業革命に向けて産業構造の転換を加速化し、日本の社会的課題を解決していくには、イノベーションと新たな産業を生み出すベンチャー企業の台頭が不可欠であり、第四次産業革命に伴う技術発展や社会的課題の解決に貢献できるベンチャー企業の成長を支援する必要がある。</p> <p>このような考え方は、「日本再興戦略」改定2015（平成27年6月30日閣議決定）において「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」と記載されており、「ベンチャー・チャレンジ2020」（平成28年4月19日日本経済再生本部決定）においても「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」旨が明記されている。</p> <p>このため、日本政府としても、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、ベンチャー企業の成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、ベンチャー企業の成長を通じた経済の新陳代謝を促進し、経済成長につなげる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ベンチャー企業は、成長に向けた段階に応じた優秀な国内外の人材が不可欠であり、必要な時期に必要な能力を有する高度人材を機動的に確保することが極めて重要となっている。</p> <p>しかしながら、高度人材の獲得競争はグローバル規模で激しさを増しており、エンジニアを中心に有能な高度人材の獲得は年々難しくなっている。特に、手許資金が乏しいベンチャー企業においては、ストックオプションが有効な人材確保手段の一つとなっており、本制度の要件を緩和することで、ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高め、国内外の有能な人材を獲得しベンチャー企業の成長を実現する必要がある。</p> |
| <p>本要望に対応する縮減案</p> | <p>なし</p> |

| | | | | | | |
|-------------|--|--|------|-------------|------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>経済産業 —新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定） 一. 日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） （3）新たに講ずべき具体的施策</p> <p>○日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定） 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援 iv) 成長資金・リスクマネーの供給促進等</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ 2020 （平成 28 年 4 月 19 日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 （2）民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増とすることを目指す （現状：0.028%（2012-14 年の 3 か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より）</p> <p>○日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策 iv) 「ベンチャー・チャレンジ 2020」の実現</p> | | | | |
| | 政策の達成目標 | 我が国ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高めることで、ベンチャー企業の成長を促進し、経済の新陳代謝を促進し、経済成長につなげる。 | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久措置</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>政策の達成目標と同じ</td> </tr> </table> | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置 | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標と同じ | |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置 | | | | |
| 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標と同じ | | | | | |
| 政策目標の達成状況 | 手許資金が乏しいベンチャー企業においてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の要件を緩和することで、わが国ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高め、国内外の有能な人材を獲得しベンチャー企業の成長を図られる。。 | | | | | |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 34 社、226 百万円 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 手許資金が乏しいベンチャー企業においてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の要件を緩和することで、わが国ベンチャー企業のグローバルでの人材獲得競争力を高め、国内外の有能な人材を獲得しベンチャー企業の成長を図られる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |

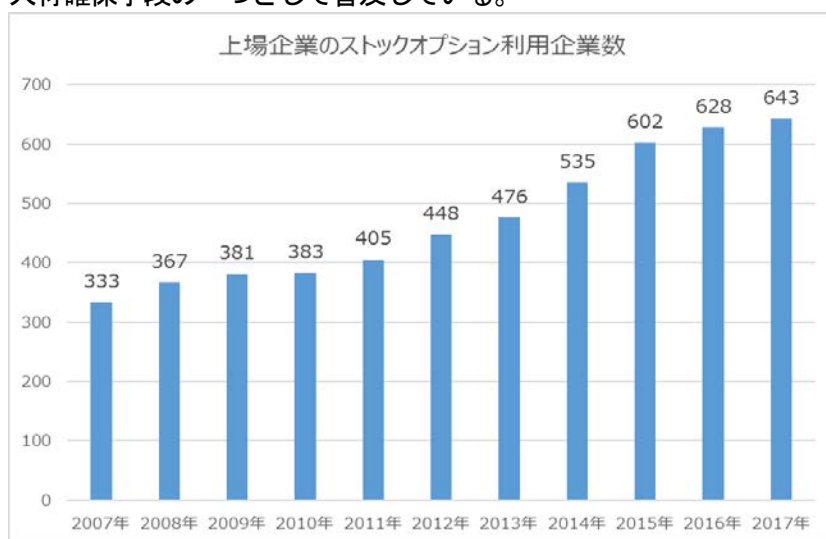
企業の成長支援は、あらゆる分野の企業において必要とされていることを踏まえると、全ての企業に適用可能な税制による支援が妥当である。税制適格ストックオプションを導入している上場企業の分野を見ても、特定の業種に偏っていない。

(税制適格ストックオプション導入上場企業の業種分布)



※ 平成24年度以降にストックオプション制度を導入している上場企業530社の内、一部(50社)を無作為抽出し、税制適格ストックオプション制度を導入している企業当該企業の開示書類(有価証券報告書等)を基に経済産業省で調査。

また、特に著しい成長が見込まれるベンチャー企業においてはストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及している。



※ Willis Towers Watsonの公表情報を基に経済産業省にて作成。

本制度は平成8年に創設されたものであるが、現在においてその重要性は高まり続けており、以後も存置が必要である。

要望の措置の
妥当性

| | |
|---|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>【税制適格ストックオプションの権利行使が行われた企業数】 平成24年度 202社 平成25年度 165社 平成26年度 157社 平成27年度 146社 平成28年度 152社 平成29年度 152社 平成30年度 152社 ※ Willis Towers Watsonの公表情報より抜粋。</p> <p>【上場企業での税制適格ストックオプションの権利行使による株式報酬額】（百万円） 平成24年度 25,186 平成25年度 43,216 平成26年度 22,832 平成27年度 20,861 平成28年度 11,872 平成29年度 11,872 平成30年度 11,872 ※ 平成24年以降にストックオプション制度を導入している上場企業530社の内、一部（50社）を無作為抽出し、当該企業の開示書類（有価証券報告書等）を基に経済産業省試算。</p> <p>【減収額】（単位：百万円） 平成24年度 （国税） 7,556 （地方税） 1,259 平成25年度 （国税） 12,965 （地方税） 2,161 平成26年度 （国税） 6,850 （地方税） 1,142 平成27年度 （国税） 6,258 （地方税） 1,043 平成28年度 （国税） 3,562 （地方税） 594 平成29年度 （国税） 3,562 （地方税） 594 平成30年度 （国税） 3,562 （地方税） 594 平成31年度 （国税） 4,914 （地方税） 820（改正要望込み） ※ 平成24年以降にストックオプション制度を導入している上場企業530社の内、一部（50社）を無作為抽出し、当該企業の開示書類（有価証券報告書等）を基に株式報酬額を算出。当該株式報酬額に対し、権利行使時の給与所得課税率（最高税率45%）と株式譲渡所得課税率（上場株式15%※）の差分を減税率として乗算し算出。（※各年度において15%で統一試算） ※ また、平成29年度及び30年度の減少額の推定は、利用が検証傾向であるため最新年度の数字を使用。</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>—</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>取締役や従業員等のインセンティブを高め、業績向上への士気上昇を促進するとともに、企業の人材確保手段の一つとして本税制が利用された。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>【前回要望時の達成目標（平成18年）】 人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度を円滑に導入しうる制度整備を行うことで、我が国企業の円滑な成長・発展に寄与する。</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p></p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成8年度 創設 平成10年度 拡充（対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（対象要件の拡充） 平成18年度 拡充（対象要件の拡充）</p> |